

地方分権改革に係る提案募集について

1 制度趣旨

地方公共団体への権限委譲や地方に対する規制緩和について、地方公共団体からの提案を募集し、内閣府がその実現に向けて関係省庁に対し、検討要請や調整をする制度。

2 今年度の提案案件（詳細は別紙のとおり）

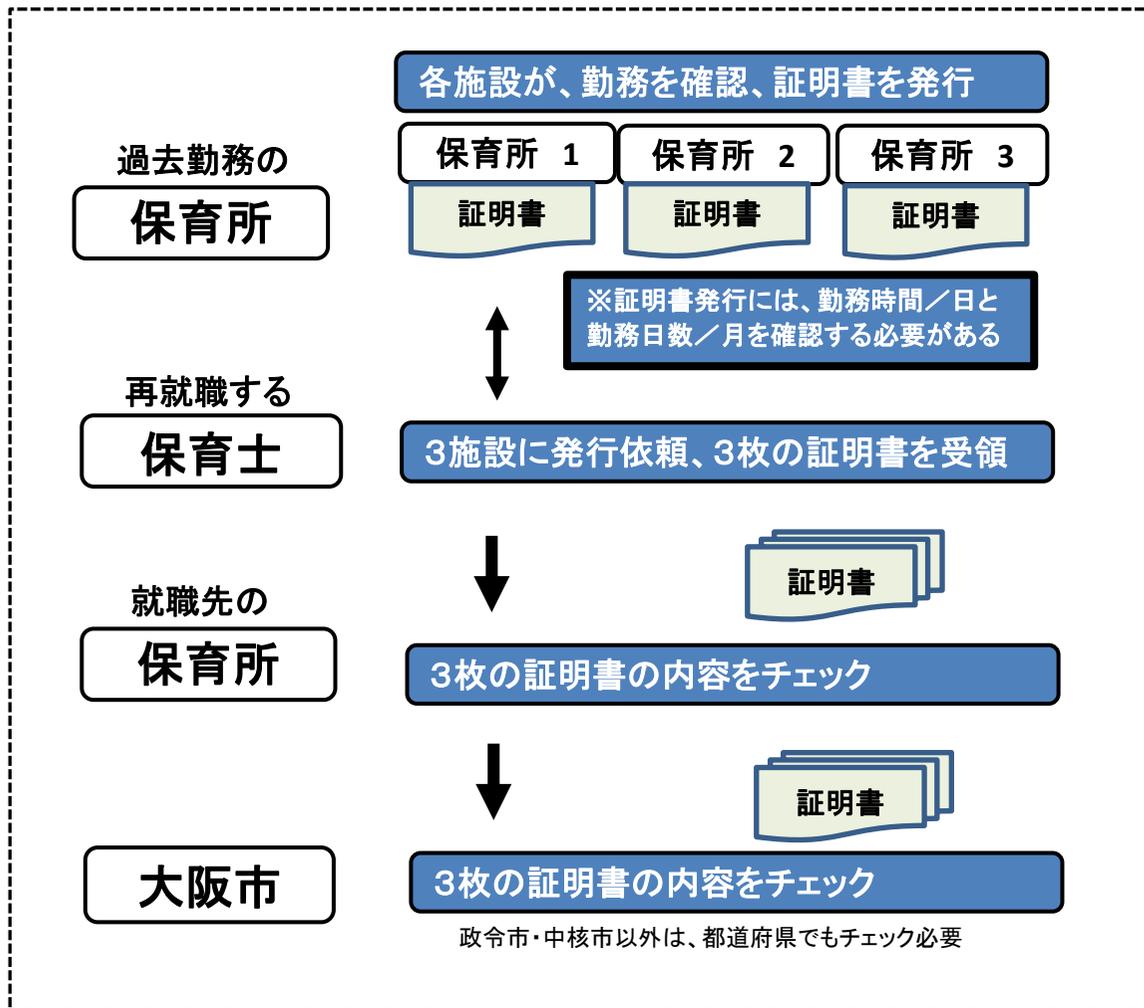
- ① 保育士の「在職証明書」に係る事務負担の軽減について
- ② 保育士確保に向けた「国の貸付事業」の更なる活用方策について
- ③ 賃借料加算の地域区分の適正化について

3 スケジュール

6月6日	提案募集の締め切り
6月下旬～11月下旬	地方分権改革有識者会議における議論 内閣府・地方分権改革有識者会議が、提案団体・関係府省等からのヒアリングを実施
12月下旬	国の対応方針について閣議決定

保育士の「在職証明書」に係る事務負担の軽減について

◎事務負担の事例（3施設の経験がある保育士が再就職する場合）



処遇改善加算と在職証明書について

- ・保育所職員の処遇改善加算のため、過去に勤務していた施設の在職証明が必要とされている
- ・保育所全体の平均経験年数で加算率が決定される

過去に勤務していた保育所

- 古い記録を確認して証明書を発行しなくてはならない

保育士

- 円満退職した保育所でない場合もあり難航することもある
- 発行依頼して、すぐに対応してもらえないとは限らない
(たとえば市立施設であっても決裁等で受領まで時間を要する)

就職先の保育所

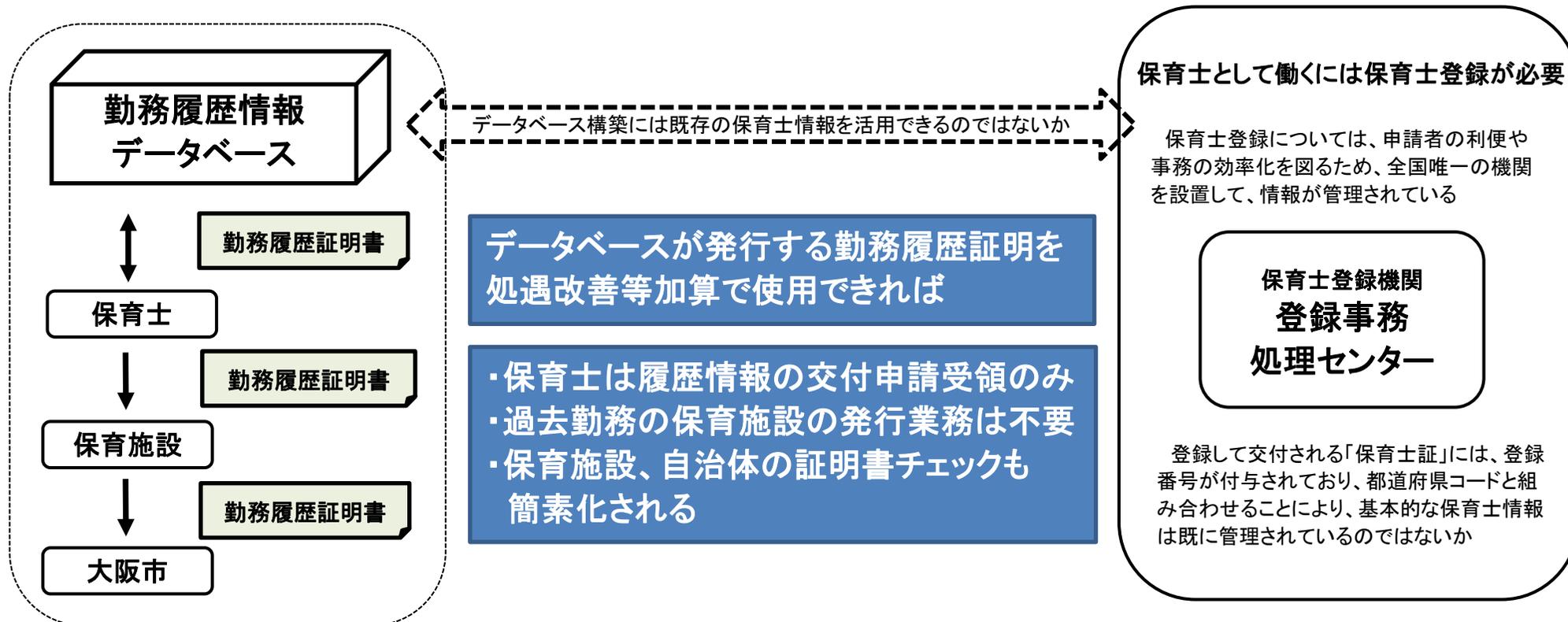
- 保育所全体の平均経験年数を確認しなければ、大阪市の決定が正しいかどうか判断できない

大阪市

- 膨大な資料確認のため、加算率決定は秋頃になっている
- 提出が遅れている施設分は暫定で決定して、証明書受領後に本決定となる

保育士・保育所・自治体の事務負担を軽減したい

◎勤務履歴情報を一元管理(データベース化)できないか



◎あるいは、「年金定期便等」での確認を認めることはできないか

在職証明書が取れない場合、現在は
国通知により、「例外」取り扱いが認められている

在職証明書での確認が基本とされているが、
例外的に廃園等で証明が取れない場合、
年金定期便の写しなどでの確認で差し支えないとされている

この取扱いを例外とせずに認めれば
事務負担は軽減される

保育士確保に向けた「国の貸付事業」の更なる活用方策について

「国の貸付事業」実施状況

○勤め先の園を通じて申請する貸付 → 大阪府で実施

潜在保育士への

①就職準備金貸付 実績 34人 (H28～)

未就学児を持つ保育士への

②保育料の一部貸付 実績 42人 (H28～)

③子どもの預かり支援 実績 0人 (H29～)

保育士を目指す補助者を
雇用する事業者への

④保育補助者雇上げ支援 実績 1人 (H29～)

○養成校を通じて申請する貸付 → 大阪府が府内一括実施

保育士養成校学生への

⑤保育士修学資金貸付

- ・最大160万貸付
- ・5年勤務で返済不要
- ・他の奨学金では活用不可

※申請時から保育所等で従事する意思のある学生が対象の制度

大阪市の事業の現状

事業実施経過

○待機児童解消のため、あらゆる手法を駆使して対策を行ってきた

○「国の貸付事業」も大阪府と役割分担のうえ実施している

【実施は左表のとおり】

【事業名称:保育士修学資金貸付等事業】

【地方の負担割合1/10(地方負担に特別交付税措置)】

利用の状況

○たとえば「就職準備金貸付」であれば、2年勤務で返済不要となるが利用するには、就職準備経費の領収書が求められること、退職するリスク等で敬遠されるのか利用は低調である

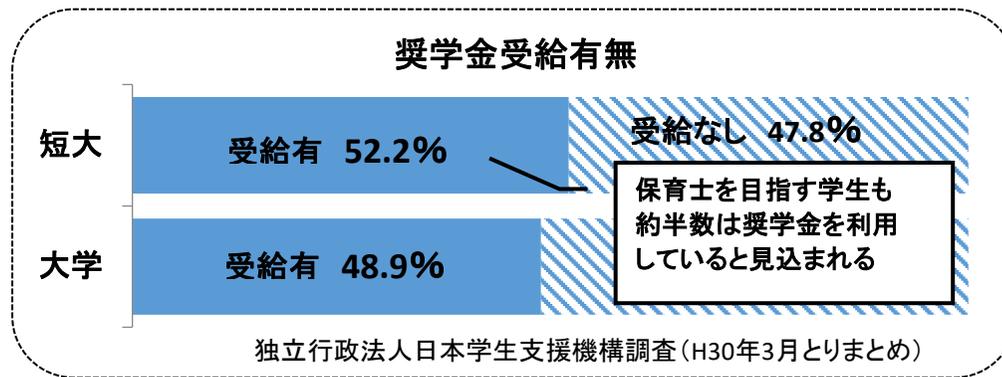
貸付原資等(①～④の事業)

○貸付原資は国から3年分を一括で受け入れており、原資にまだ余裕があるため、事業の継続が認められている

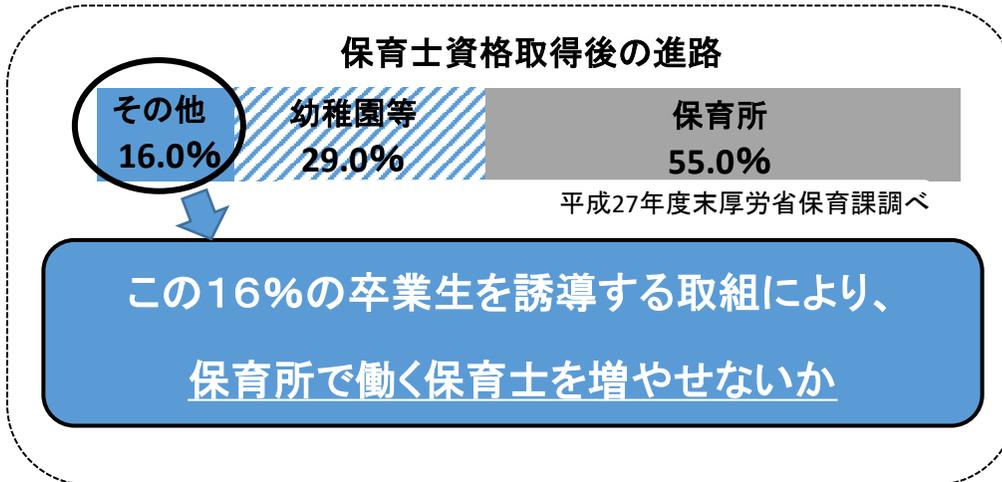
国の貸付事業を活用して保育人材確保を進めたい

◎他の奨学金を利用している卒業生を、保育所へ誘導できないか

大学生の奨学金受給、進路の状況



保育士を目指す学生も約半数は奨学金を利用していると見込まれる



この16%の卒業生を誘導する取組により、
保育所で働く保育士を増やせないか

新たな取組として

奨学金を返済する(している)保育士が

初めて保育施設へ就職したら、
年24万円を上限として貸し付け、
1年就労すれば返済不要、
最長5回(5年)連続貸付が可能

といったメニューを追加できないか

◎貸付事業の条件緩和等により、利用を増やせないか

たとえば「就職準備金貸付」であれば、2年勤務で返済不要となるが (再掲)
利用するには、就職準備経費の領収書が求められること、
退職するリスク等で敬遠されるのか利用は低調である

全国的に貸付事業の利用は低調と聞いており、
条件緩和することで活用が見込まれるのではないか

貸付事業の条件が緩和されれば、
事業を活用した保育人材確保を
更に進めることが可能になる

賃借料加算の地域区分の適正化

- 建物を賃借して認可保育所等を運営している場合、大阪市から保育所運営法人に支払う給付費（運営費）に賃借料加算が利用定員に応じて加算される。
- 給付費における賃借料加算の地域区分は「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」第1条第51号に定められているが、実際の賃料の算定基礎となる地価で比較すると実態に即していない。

区分	地域	平成31年地価公示価格	賃借料加算額例
a 地域	埼玉県	157,200	月 468 千円 (@7800 × 60 人)
	千葉県	124,200	
	東京都	1,099,800	
	神奈川県	249,900	

区分	地域	平成31年地価公示価格	賃借料加算額例
b 地域	静岡県	89,900	月 258 千円 (@4300 × 60 人)
	滋賀県	61,900	
	京都府	242,000	
	大阪府	299,000	
	兵庫県	160,100	
	奈良県	81,400	
	(大阪市)	(790,700)	

賃借料加算の設定は都道府県単位

○平成31年の地価公示価格で比較すると、a地域の4都県のうち、東京都以外の埼玉県、千葉県、神奈川県
の地価はb地域の大阪府より低い。

- ・ 大阪府の地価公示価格：埼玉県の1.9倍、千葉県の2.4倍、神奈川県の1.2倍
大阪府と大阪市で比較しても、市が府の2.6倍
- ・ 大阪市の地価公示価格：埼玉県の5倍、千葉県の6.4倍、神奈川県の3.2倍

⇒区分設定の根拠が不明であるし、都道府県単位では実態に即さない

★実態に即すよう市町村単位に区分設定を改めるべき

(参考)

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」第1条第51号

五十一 賃借料加算 次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。

区分	地域
a 地域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
b 地域	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
c 地域	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県
d 地域	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県